

(様式第1号)

令和元年度 第4回 芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	令和2年2月12日(水) 13:00~15:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 廣木 克行(神戸大学 名誉教授) 副会長 渡部 昭男(神戸大学 教授) 委 員 竹内 安幸(芦屋市自治会連合会 理事) 委 員 進藤 昌子(芦屋市保護司会 会長) 委 員 守上 三奈子(芦屋市子ども会連絡協議会 会長) 委 員 大谷 佳子(芦屋市PTA協議会 副会長) 委 員 山田 佐知(芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員) 委 員 入江 祝栄(芦屋市青少年育成愛護委員会 会長) 委 員 北野 章(芦屋市立精道中学校 校長) 委 員 田中 徹(芦屋市教育委員会 社会教育部長) (欠席者) 委 員 中谷 洋美(市民公募委員) 委 員 井阪 純一(芦屋警察署生活安全課長)
事 務 局	愛護センター 大久保所長 愛護センター 古川主査兼スポーツ推進課係長 愛護センター 学校指導担当 高橋 愛護センター 事務担当 太期 コンサルタント
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	0人

次第

1. 開会あいさつ

教育長 福岡憲助

会長 廣木克行

2. 議事

(1)公園レンタルクラウドサービスについて

芦屋市道路・公園課 小山陽光 係長

(2)進路追跡調査の概要及び提言について

(3)第2期芦屋市子ども・若者計画(原案)及びパブリックコメントについて

(4)その他(若者へのワークショップの結果)

3. 閉会(渡部副会長ごあいさつ)

1. 開会あいさつ

【事務局大久保】 それでは、皆さんおそろいですので第4回の青少年問題協議会を開催させていただきます。私は、議事に入るまで進行させていただきます大久保でございます。よろしくお願いいたします。本日、井阪委員様、中谷委員様におかれましてはご都合によりご欠席ということでございましたのでご報告いたします。

この協議会は地方青少年問題協議会法及び芦屋市青少年問題協議会条例に基づき開催するものです。また、この会議の定足数は芦屋市青少年問題協議会条例第6条により委員の半数となっています。本日の出席者は12名中10名出席ということで半数を超えていますので、本協議会が成立していることをご報告します。前回委嘱式を行った皆様の任期でございますが、令和元年9月1日から令和3年8月31日となっていますことをご報告させていただきます。それでは会議をはじめたいと思います。はじめに福岡教育長よりごあいさつをよろしくお願いいたします。

(教育長よりあいさつ)

【事務局大久保】 ありがとうございます。続きまして廣木会長、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

【廣木会長】 会長としての仕事は今日で終わらせていただくことにいたしました。あいさつは最後にさせていただきますので、さっそく進めさせていただきます。今、教育長からありましたように、東京は今コロナウイルスの問題で大変緊張しております、電車の中でもマスクをしている比率が非常に高く、私も街に出る時には常に携帯して場所によってはマスクをするというような、やはり不安を少しは和らげることやっているとところです。ただいつも話題になるのはオリンピックまでに収束してくれるのか、その心配がいろんなところで聞かれまして、なんとか開催にこぎつけられるように、影響が早く収束するように祈るような気持ちで、コロナウイルスの情報に触れているところです。情報の出し方・情報の対応の仕方の大切さを教育長はお話くださいましたが、まさにひとつの試金石のような経験を私たちはしているのではないかと思います。今日は第2期子ども・若者計画のいわば最終審議と言える会議でございます。すでに事務局で、また各所で様々なご検討をいただいた、今日は煮詰まった最後の原案が皆様に提示されています。今日のここでの審議がこの計画の最後の審議の場になりますので、お気づきのところはぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それから、私が経験したことで、お話しするかどうか迷いましたがひとつだけ、話したいことがあります。九州のある市の市長から昨年の暮れに電話がありました。子どもの不登校や子どもたちのいじめがなかなか収束しない、収束しないどころか増えているというニュースばかりが伝えられているが、どう取り組んだものか苦労しているので知恵をかしてほしい、という直接の問いかけでございました。暮れも押し詰まっているがぜひ話を聞かせて欲しい。そこでの話を通して市長自らの考えをま

とめたい。翌日、東京に行くのでぜひ会ってほしいというので、お引き受けすることにしました。市長さんの計画を私なりに伺った上でご意見を差し上げるお約束をしました。なぜ私なのかよくわからなかったのですが、お話を聞いて分かったことは芦屋でこうやって皆さんから直接話をうかがい、私も思いついたことを率直に話してきた経験が、その市長さんとお話する時に大変役に立ったということです。全てをお伝えできたわけではありませんが、市の取り組みに大事な前進があるという点をお話しました。市長さんは青少年問題協議会が機能していることに大変関心をもたれて、それに似た1つのアイデアを語られながら子供と若者の問題がかなり大きな重たい問題になっていて全市的な取り組みがどうしても必要になっている点に共感を示されました。この若者計画を見ればわかるように多くの部署の取り組みを私たちは全体を鳥瞰しながら、少しでも子どもたちのためにそして地域のために取り組みが前進するようになってきたわけですが、この取り組みを、ぜひ今後も皆さんの力で前に進めてほしいとその市長のお話を聞きながら改めて思いました。そして芦屋市の取り組みが、かなり先進的なものであることに関心を持たれている人がいるのだなということをお話を聞きながら思いまして、ぜひそれも力にしながら今日の会議を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局大久保】 ありがとうございます。次に事務局からいつも通りの説明をさせていただきます。芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づいて、この協議会は原則公開にしたいと思えます。なお非公開情報が含まれる場合や公開することにより公正または円滑な審議ができない場合は非公開にすることができます。その際にはご発言の前にお申し出ください。また会議の発言内容につきましては録音させていただきます、皆様にまた後日確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。会議録として市のホームページに記載し公開していきます。今までの3回も全部アップロードしておりますので、またご覧いただけたらと思います。ご了承のほどよろしくお願いいたします。今日は傍聴者はおられません。続きまして本日の会議に出席される方を紹介します。

(事務局の紹介とあいさつ)

(資料の確認)

2. 議事

【事務局大久保】 議事に入らせていただきます。ここからは会長よろしくお願いいたします。

【廣木会長】 それではさっそく次第に従って議事を進めていきたいと思えますが、議題のところ一つ変更をお願いします。議題が2つとその他というところに分かれていますが進路追跡調査の概要と提言についてという部分を議題の中に入れてたいと思えます。そして第2期子ども・若者計画(原案)の審議の前に、公園レンタルクラウドサービスの項目の後の(2)に進路追跡調査の概要について議題としてあげたいと思えます。それらの報告は第1期の子ども・若者計画に基づく実践であり、その結果の報告で

すので、それをふまえて、第2期子ども・若者計画(原案)及びパブリックコメントについての審議に入りたいと思います。それから閉会のところ、ここはいつも通り渡部副会長にごあいさつをいただいて、私は最後にあいさつさせていただきます。このところも変更お願いしたいと思います。

前回欠席の方もいらっしゃいますので簡単に振り返りたいと思います。前回2つの議題について審議をしました。まず芦屋市の地域福祉課から委託を受けている社会福祉協議会からのご報告で、相談支援員に直接おこしいただいて報告をうかがいました。特に生活困窮者をどのように下支えするかという大事なお仕事を、生活困窮者自立支援法改正に伴う新しい取り組みを含めてご報告いただきました。特にこの法の改正に伴い調査されました中高齢の引きこもり数が大きく取り上げられました。64歳以上の中高齢の引きこもりが61万人以上ということが報告されて、かなり大きな社会問題となっています。これはいわゆる8050問題などと呼ばれており、問題の実態をかなり具体的に我々に示してくれるようになっております。社会福祉協議会の取り組みは特に引きこもり問題、孤立している人たちに対してアウトリーチの取り組みをしているという具体的で大変豊かな実践の報告もございました。三谷百香さんはこのような言葉を残されました。「人は困った時しか窓口を探さない」という言葉ですが、それはそうだろうかと改めて思うのですが、「アサガオ」などについて、後でパブリックコメントを見るとわかりますが、もっと広報をちゃんとしてほしいとたくさん出てまいります。やはり自ら困った時こそ必要な場所であって、そうでない時には意識にも上らないとか記憶に残りにくいということもあるのかなと思いつつながら実際取り組んでいる社会福祉協議会の難しい取り組みと、それについての印象をこのような言葉でお話してくださいました。第1の議題は、社会福祉協議会からの報告とそれに基づく質疑でございました。

もう1つは今日検討いただく子ども・若者計画の素案について事務局から詳しいご説明がありました。そして今日に至るまでのどのような取り組みの段階をふみながら最終案にもっていくかという詳しい説明もありました。前回はこの2つの報告及び質疑を行いまして、皆さんからの率直なご意見をいただいて審議を進めることができました。

本日は子ども・若者計画の原案をまさに最終審議するわけですが、それに先立って、先ほどご報告しましたように、重点的に取り組んできた公園の活性化という取り組みを、公園課を中心に行なってまいりました。何度もご報告をいただいておりますように、本当に公園課の皆さんには頭が下がります。それをさらに推し進めようという提案が出ているようですので、今日、最初にうかがいたいと思っています。

もう1つは、中学を卒業して進学した後はその子たちの情報がわからなくなってしまう。そういう状況はなくして、やはり芦屋の住民である若者たちの情報に基づいてどんな手が打てるのか、真剣に議論しようということで、所長はじめ皆さんにご協力いただき進路追跡調査を行なってまいりました。今日はその中の具体的な反

応があったというご報告をいただけるそうですので、これをぜひ活かしていきたいと、そのように思っています。

以上2つの議題の後の3つ目に最終検討ということで、子ども・若者計画の最終案についての検討を行うという流れになっております。ご協力よろしく申し上げます。それではさっそく審議に入りますが、道路公園課の小山係長ご報告をよろしく申し上げます。

(1) 公園レンタルクラウドサービスについて

【道路公園課小山】公園レンタルシステムについてご説明をさせていただきます。お配りした資料は2枚ございまして、大きいA4サイズは道路公園課で取り組んでおりますデータシステムになっております。小さいパンフレットはレンタルシステムと一緒に開発しましたパークフルという会社がございまして、そちらの会社が作成運用してあります携帯アプリのご紹介になっています。こちらには全国の公園の情報が載っていたり、写真が載っていたり、公園の特色が書いてあります。芦屋市の全ての公園もこちらに載っておりますので公園にお出かけの際にご活用いただければと思います。はじめにこのレンタルシステムを進めるきっかけについてご説明させていただきます。平成29年に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されまして、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化があり、街中にある公園の役割などを見直していくという流れになってきております。そういった中で今年度、神戸市で官民一体型のビジネス創出事業というものがございまして、これはアーバンイノベーション神戸という名前がついており、そこに応募し見事採用していただいて、そこで今回一緒に実証実験をしているパークフルと組み合わせていただきました。共同で課題解決に取り組む際に芦屋市が取り組みたい課題として、公園を利用する際の申請をもっと簡単にできないかというところをあげさせていただきました。今までは公園を使用するにあたって、紙に申請を書いていたので何度も窓口に来ていただいて、というハードルが高くまた多くの手間がございましたので、その申請の手間とかハードルを下げれば、もっとたくさんの人に公園を利用していただけ、それが地域活性化や地域コミュニティの創出など魅力的な街づくりにつながるのではないかと考えておりました。この課題解決のために、公園レンタルシステムを開発することになりました。以上が背景・きっかけになります。

具体的なシステムの内容については、パンフレットにありますように、インターネットでの申請が可能になりました。公園でイベントをすとか、集まりをする際に、今までは紙で申請書を出していただいていたのですが、インターネットからオンラインでいつでもどこでも申請ができるようになります。裏面にイメージを書いています。パークフルという会社のシステムを経由して芦屋市に申請が出るという形になります。こういう形で民間のクラウドサービスを利用して、申請を受けて許可するというのは全国初の取り組みです。今回の実証実験について新聞などでも取り上げていただくことになりました。申請についてはどういう時に申請が必要かという

のがわかりづらく、条例にも書いてはありますが、イメージとしては10人ぐらいで集まって何かをする場合は申請をしていただく必要があると考えております。もし、こういったことをしたいということがあれば芦屋市の道路公園課にご相談いただいて、申請があるかどうかをご説明させていただきます。オンライン申請につきましては自宅でパソコンを使って申請を出していただいて、それが芦屋市に届きますので内容を判断させていただいてパソコン上で許可までできるということになります。市の窓口に来てやり取りをして説明をしてということもほとんどなくなりました。

その結果、申請者の書類の作成の手間が減り来庁する回数も減るなど、職員の業務の負担の軽減にもつながっており、一定の成果は上がっていると考えております。今後は3月31日まで実証実験をしており、システムの使いにくい部分や改良が必要な部分も出てきていますので、それらは実際使っていただいた方からの声をいただきながら、実証実験期間中に随時改良を加えながらより良いものに変えていきたいと考えています。4月に入ってから芦屋市としてはこのままこのシステムを運用し続けたいと考えておりますので、パークフルという会社とどういった形で運用を続けるのかということをご協議しているところです。公園については、ボール遊びがどうですとか、大きな声が出せないとか地域での課題やルールもあり、使いにくい部分もありますが、周辺にご迷惑がかからないような使い方であれば、道路公園課としてはたくさんの方に公園を利用していただくことで地域の活性化につながると考えております。また、子ども若者の遊び場を確保するという観点からも、申請のハードルを下げこれを使っていただくことでその一役を担えると思っております。ぜひ皆様も機会があればこのシステムを使っていただきたいと思います。説明は以上でございます。

【廣木会長】 はい、どうもありがとうございました。初めて聞くプランですが、うかがって質問や確かめたいことを出していただけますか。

【入江委員】 ボール遊びや個人的なことでも許可がもらえますか。

【道路公園課小山】 10人規模ぐらいで集まって何かをする場合に申請を出していただくので、子どもたち4、5人でキャッチボールをしたい場合は申請はいらないです。

【入江委員】 4、5人の少人数の時にボールで遊んでいて怒られることもあると思うのですが、そういうのはどういう対処をしたらよいですか。

【道路公園課小山】 基本的には公園は自由利用になりますので、極端に言うとなんをしていただいてもいいです。条例や法律の中にはボール遊びをしてはいけないというのはないのですが、それによって気分を害されるとか迷惑がかかるかたがいらっしゃるのであれば声のトーンを落としてくださいですとか、危なくないような遊び方をしてくださいというような、それくらいのお話をさせていただいています。

【入江委員】 例えばバドミントンがしたい。しかし、バドミントンをしてもよさそうな公園がどこかわからなくて総合公園に娘は行ったのですが、小さな子がいたらやめて帰ってくると言っていました。

【道路公園課小山】 基本的には自由利用なので使っていただいて結構なのですが、小さい子もた

くさんおられるのであれば、お互いに譲り合っというのが基本的な考え方になります。危なくない範囲であれば使っていただいて結構です。パークフルのアプリで、公園の紹介写真などを載せていますので、この公園がどういう広場になっているのか、バドミントンするスペースがあるのか、見ていただいたらわかるかもしれないのでご活用いただけたら良いかと思ひます。

【入江委員】 はい、ありがとうございます。

【守上委員】 イベントをするために借りるのはわかるのですが、一般の人が例えば、お花見するからレンタルしましたので他の人は入ってきはいけません、みたいなこともあるのですか。

【道路公園課小山】 申請の中には3種類ございまして、行為届、行為許可、占用許可というのがあります。行為届はこういうことやります、というだけのものになります。申請を出したからといって独占的に使えるわけではないです。行為許可はそれよりももう少し規模を大きくやる時に、申請を出していただいて許可をしていますので専用で使っていただくことになります。占用許可はそれよりさらに高いものになりますので、そういう届け出を出していただいたら、他のかたが来られた時に市に届け出しているのです、今日は私たちが使わせていただきますという話をしていただけると思ひます。

【入江委員】 お花見の時期は公園が使いにくいことになりますか。

【守上委員】 早い者勝ちですか。

【道路公園課小山】 行為届、行為許可、占用許可というのはそれらの申請が必要かどうかということも我々の判断の中にあります。お花見で家族や友達とレジャーシートを敷いてというものについては特に申請はいらないと考えています。それは自由利用の範囲内と考えています。お花見だけのことでいいますと申請はいらないですけれども皆さんで譲り合っ使ってくださいというお答えになります。申請を出していただいても許可するという対象にならないです。結果的には独占で使えるものにはならないです。

【北野委員】 申請があった時に審査をするのかどうかということと、その時の優先順位みたいなもの、重なった場合は早いもの勝ちなのか、それとも目的よっての優先順位があるのか。ほかに1回あたりがどのくらいの時間なのか、単位として借りるという話になるのか、単位時間として例えば3時間なのかとか半日なのか。また全く料金は発生しないのですか。

【道路公園課小山】 お金は内容よってかかるものとかからないものがあります。占用許可と行為許可の場合は、料金が発生する場合があります。そのイベントや、内容が公共性の高いものであったり地域活性化に寄与するものであったりすれば無料とさせていただきます。ケースよって判断させていただきます。申請の際に審査があるかについては、公共性があるとか地域活性化に寄与しているとか住民が主体のイベントなのかということに基づいて判断しています。民間企業が営利目的で商売するから店を出してということでは許可は当然だしておりません。そのあたり

の審査が入ってきます。特に単位に決まりはございません。朝9時から夜5時まで使いたいという申請であれば内容を見て許可させていただきますし、当然ながら夜中にさせてくれというのは周辺住民の迷惑になりますので許可しないです。そのあたりは融通を利かせながら判断させていただきます。

【北野委員】 現在も公園はいろいろな公共性のあるものについては使っていると思うのですが、この制度を入れることによってこういう申請が増えるだろうとの想定、いわゆる子どもたちとかグループが活動やスポーツ的なことをするとか遊ぶとか、そういう申請が増えていくだろうという想定はしていますか。

【道路公園課小山】 想定は主に、子ども主体というより地域みんなでというイメージです。ママさん友達でお茶会をすとか、ヨガ会をすとか、体操すとかそういった小さいイベントみたいなのを簡単に申請ができるようになれば皆さんやりやすいのかなというのを想定しています。

【竹内委員】 私が住んでいる地域の東山に公園が2つあります。この2つの公園を自治会として管理を引き受けてはいますが、芦屋市は何もしてくれません。年に1回業者を入れて周辺の雑草刈りをするくらいです。今回の制度変更が充実したのかもしれませんが、その中で管理運営する側から見て、催し物が制限されるのかどうか。年に3回催しを行っていて、春は5月に春祭りを公園でやっています。地域をあげて開催しており、大体460人くらい参加しています。和太鼓30台くらいを持ちこんでの演奏もあります。夏は花火大会。花火大会の日程はずれて9月にありますか。

【道路公園課小山】 そうですね、南芦屋で護岸の工事をしているので、7月から9月にずらしました。

【竹内委員】 それとクリスマスです。その都度、その都度申請に行って、細かい申請であまり管理していないのに、公園は地域のもので地域に任せるとか、もっと使いやすい公園のあり方みたいな、子どもや親子、最近では高齢者の引きこもりもなくすために公園に出てきてもらうためにやっています。お祭りに参加してもらうなど、地域の公園という、自由に地域でいろいろな催し物を考えています。そういう催し物、イベント、芦屋市にたくさん公園があるじゃないですか。

【道路公園課小山】 145ありますね。

【竹内委員】 その公園のイベントを評価するような、何かそういうものを考えた方がよい。公園を活用した花づくりのイベントがあるでしょう、花壇コンクールあの公園の使い方は非常に良いと思います。そういったものを含めて公園の使い方あり方をもう少し地域に任すとか、提言として申し上げたいと思います。

【道路公園課小山】 最初にご質問いただいたこれまでの使い方が制限されるのかということについては申請の仕方が変わっただけで、今までやってきたことが急にダメになるということはありません。特に審査基準が変わったということはありません。おっしゃっていただいたように地域が主体となっている公園、今の道路公園課でも同じ考えを持っておりまして、公園のルールですとかそういったところも地域の皆さんと話し合いながら地域の子どもたちが、この公園を使うにはどうしたらいいかなど、

ルールをどうしようかというのを一緒に考えられるような、そういう場を持ちながら地域の公園としての役割というのを進めていくべきだなと思っております。こういったルール作りというのは、市だけで考えていくのは、絶対うまくいかないと思っております。その部分については竹内さんがおっしゃられることと同じ意見ですので、今後も地域の皆さんと話し合いながら公園のあり方を考えていきたいと思っています。

【竹内委員】 高齢者が公園にどんどん出てくるような施策、民生委員会とか協力をしていただいて、引きこもりをなくすという、まちづくりが大事だと思います。公園課だけでなく民生委員さんたちと連携を持っていただけたら良いと思います。

【廣木会長】 こういう活動は申請の対象になって、仕分けがはっきりしていないと、申請しないと使えないのだと心理的ブレーキが働いてしまって、使い勝手が悪くなるという不安をおもちではないかと思います。制限がないとおっしゃったこと、もう少しわかりやすく説明してほしいです。

【道路公園課小山】 条例の中に書いてある申請が必要な内容については、1つは行商その他これに類する行為をすること、マルシェや野菜市というものはこれにあたります。もう1つは業として写真または映画を撮影すること、撮影会社などが写真を撮ったり動画を撮ったりということにあたる場合です。興行すること、これは例えば入場料をとるサービスみたいなこと。もう1つは集会し、または行進をすること、これは何かのイベントの集まりやデモとかそういったものが該当します。最後に協議会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。簡単な小さい運動会ですとか博覧会、展示会が該当します。今申し上げたようなことに該当しないものであれば特に申請は必要ないと思います。マルシェとか野菜市であればテントを立てて、いろいろなものを並べて、人をたくさん呼んで、申請が必要なのは誰しもがわかりやすいと思います。よくある簡単な申請でいいですと、ラジオ体操とか地域の皆さんで10人20人集まって毎朝されるようなものや、ゲートボール、ヨガ教室など申請をいただいています。

【廣木会長】 そうすると、新たに申請が必要となるというよりも、今までも申請が必要だったものの申請が簡素化される、それに伴う職員の事務も簡素化される、そういうことであって、公園の使用そのものが対象になるということではない、このあたりの出し方、ぜひわかりやすく出していただきたいです。

【竹内委員】 夏にラジオ体操を公園でやります、申請書が必要ですか。

【道路公園課小山】 はい、集会し、というところに該当するのでラジオ体操ということで皆さん出していただいております。

【竹内委員】 公共のものでありますから、特定の団体が金儲けするとかは許可が必要ですが、地域のラジオ体操まで申請が必要ですか。

【道路公園課小山】 公園を自由利用として使っていただくという部分と、公園管理者として何が行われているかを把握しておく必要がございます。ラジオ体操であれば10人20人くらいの規模でやられるということで、公園管理者として把握しておく必要があります。

ますので、申請を出していただいています。ラジオ体操であれば一番簡単な行為届ということだけになります。申請いただいて許可ではなくて、届け出だけをしていただくことになります。

【竹内委員】 公園でスピーカーをつけたい時がありますが電源がありません。東山公園は街路灯と一緒にコンセントが3つ4つありますが許可制です。コンセントぐらいは自由に使わせてください。聞いたら、盗電されるからと、実例があるのですか。

【道路公園課小山】 具体例があるかどうかわかりませんが、自由に使えるようにしていると盗まれる恐れはありますので、それで届け出を出していただいているということだと思います。

【事務局古川】：スポーツ推進課を兼務しており、スポーツ施設を管理しております。盗電の話ですが、最近多いのが携帯の充電です。電気も公的な皆さんの税金で電気料金をお支払いしますので、やはり一部のかたにのみお使いいただくというのは妥当ではないということで、各施設のコンセントのジャックなどにも不正使用はやめてくださいと書いて、図書館などでも一部ふさいでいると聞いております。公園もそういう観点から配慮をしているのかと推察いたします。

【事務局大久保】 1月21日からはじめているということで、現状どうですか。

【道路公園課小山】 今は10件くらいです、このシステムを通じての申請は。小学校に依頼し、お子様を通じて保護者の皆様に配らせていただいていますので、今後は少しずつ増えていけばと思っています。また皆様の団体でもPRできる機会があればぜひともお願いしたいです。

(2) 進路追跡調査の結果について

【廣木会長】 はい、ありがとうございます。それでは次の議題にうつらせていただきます。進路追跡調査の結果について、その追跡調査の追加の報告をお願いします。

【事務局大久保】 市の進路追跡調査の件でございます、3年目になりまして一昨年度84校追跡調査をしました。実際の返信は100%にならなかったです。それ以上こちらも追跡はしなかったという状況があります。昨年度84校ありました、やはり15校ぐらい返ってこないです。しかし何回もお願いして、すべての学校から回答をいただきました。なかなか中学校では、卒業してからのことは追跡できないということもあり、その結果をそれぞれの学校に持ち寄って校長先生にお知らせしました。昨年度の状況では、意外と転学している子が多かったです。

今年は94校でその中で9校からいろいろな問題が上がってきました。(個々の状況を説明しました)特徴的だったのは、担任の先生からご丁寧な手紙が来て、生徒は頑張っているのに学費等の費用面で困っているということでした。なんとか公的支援はないのかということで子育て推進課や家庭児童相談員、生活援護課と相談しまして、最終的に家庭児童相談員から、直接学校から電話いただきたいということで学校に依頼しました。なんとかうまくいきて良かったと思います。3年間でいろいろな事例があって、困っている生徒の支援というのは非常に難しかったのですが、聞か

なかったらこちらも動けなかったということで、今後も 1 人でも支援できたらと思っています。全体的には、どの高等学校からも「芦屋の子たち頑張っているよ」というようなことがほとんどです。このあたりは本当に嬉しいわけなのですが、年々、担当者の方とも親しくなったりして、高校も追跡調査については凄く喜んでおられます。今後も続けてやっていく必要があると思っています。以上報告でございました。

【廣木会長】 はい、ありがとうございます。追跡調査については、大変ご尽力いただいて、手間のかかる仕事ですけれど、お話がありましたように 94 校全てに連絡をして、その返答をまちながらひとつひとつ対応してくださっていますが、その中で出てきたいくつかの事例、特に転学が多いというケース。それについては、いくつかの問題があるというお話がありました。それから直接手紙があった最後の例について、本人は非常に真面目だけれど家庭の事情などで就学が今のままでは困難になるかもしれないという事例で、芦屋の住民であるという市民のお子さんであるということで、所長が動いてくださり、支援につなげることができ大きな成果だと思います。こういうご報告をうかがってどうでしょうか、皆さんからお気づきのところがあったら、ご質問などいただけたらありがたいです。

【進藤委員】 今のお話を聞きまして、専門学校に行ったとか、通信制に行ったと言うことを聞いて、そうですかで済むわけですか。

【事務局大久保】 転学というのは、その子が今行っている学校と違う進路を見つけたというのでいいのかなと思います。それをひっくり返せば進路を決める時に本当にどうだったのかな、ということになるわけですが、担任は何回も何回も進路の相談をし、2 者面談、3 者面談を積み重ねたうえで進路を決めています。しかしながらどうしても、その学校にそぐわないという子も中にはおられますので、転学したということは違う進路を見つけた、という面ではまた良かったのではないかと思います。それからまた去年でいいますと、自分の家業を継ぐというのもありまして、それもいいかなと思います。でも退学はちょっと引かかるわけです。結局行き場をなくしてしまった、イコールそれが直接不登校や引きこもり等につながるということもないかもしれませんが、私どもがやっぱり引きこもりや不登校、ニートに対して支援したいと考えます。退学したっていう生徒が、学校のいろいろな面で行ってこない場合もありますが、その子をなんとか救えたらな、という思いが強くありました。今日、最後に報告しました子は学校の先生からの手紙がなければこちら動きようがなく、たまたま学校の担任から困っている「公的支援はないのか」という依頼に答えた形です。うまいこと動けてなんとか 1 人の真面目に一生懸命頑張っている子を救えそうだということです。

【進藤委員】 最後の話は行政も絡んで支援していただいて良かったなと思います。通信制に行ったとか転学したとか、どこの学校に転校したのか、どこの通信制に行ったのかなどそこまで把握されているのかなと。

【事務局大久保】 把握はしています。個人情報ですので全て 100%とは申しませんが、ほとんどの学校はどこの学校に行ったっていうのを教えてくれますので、わかっております。

今後精査して、それぞれの中学校に伝えたいと思っています。

【北野委員】 中学校からすると、まず個々の子どもが決定するわけです。子どもがこの学校へ行きたいと決心して進路先を決めます。その後は高校に入ってから近況報告しに中学校にやってくる子もいますが、ほとんどの子は高校でそのまま頑張っています。もしやめるとなった場合、次の年にもう1回公立高校を受け直すという子どもについては保護者から相談があります。学校の書類なしには受験することができないからです。ところが専門学校へ行くとなると学校の書類なしでもおそらく行けると思っています。そうすると学校としては、保護者からの連絡もなければ、本人からの連絡もないと、その後どうなっているのかは全くつかめない状況が実態としてあります。たとえ知ったとしても、なかなか保護者も本人も言ってこないのに、どうですかというようなことを尋ねるのもなかなか実態としては難しい、ということがあります。だから今回のような実態調査をして、状況が明らかになるということは、大変意味があると思います。

【廣木会長】 はい、ありがとうございます。その他にお気づきの点はありませんか。不登校の研究をしておりますので、私立の中学校や私立高校に入った場合に、そこで不登校になった場合、転学の扱いで地元の高校や通信制、単位制に転学とすることによって一応新たな進路を見つけるということになります。ただ不登校になる子は少なからず精神的に傷ついている子が多いので、そのあたりの聞き方も大変難しいと思いますが、地元で、不登校で苦しんだ経験があるのならば、サポートする仕組みがあることは知っているけれど、こちらから言うのも情報が漏れたと聞こえるかもしれないから難しいわけです。けれど、在校していた中学や高校のかたからだと、このようなシステム活用をすることで、なんらかの働きかけができないものかなども尋ね易いのではないのでしょうか。せっかくこちらにたくさん仕組みが作られてきているので、誰がどのように伝えるかなど何かつなげる方法を転学の場合はきめ細かく見ていく必要があるのではないかと思います。

【事務局大久保】 どこの高等学校も大体最近、カウンセラーの先生がいらっしゃるもので、まずは自分の学校のカウンセラーに相談するということです。そこからたまたまですけど「アサガオ」に相談に来られたっていうのはあります。そういう面でいったら「アサガオ」の認知度がちょっと低いということもありましたので、再度、認知度を上げるような周知をしていく必要があると思っています。どの学校もそれぞれのカウンセラーがすごく機能しているので、非常に安心であると思います。

【廣木会長】 この追跡調査は、全国的に見ても決して多いケースではないらしいということで、かなり大事な取り組みだと認識しています。そういった意味でこの取り組みはぜひ第1期の重点的な取り組みの中でもさらに重点的に取り組んできたものとして記憶に残していただき、第2期の審議にも活かしていくということにしていきたいと思っています。

他にないようでしたら子ども・若者計画の審議にうつりたいと思います。それでは3つ目の議題、第2期子ども・若者計画の原案について及びパブリックコメントにつ

いてのご報告をお願いします。

(3) 第2期芦屋市子ども・若者計画（原案）及びパブリックコメントについて

【事務局大久保】まずは原案をご覧ください。66ページをご覧ください。そこに計画策定の経過というのが載っています。前回、第3回の青少年問題協議会が10月23日に行われました。そこから11月11日に庁内の推進幹事会、幹事会というのは庁内の担当課の課長級が集まる会議です。それから11月15日に教育委員会、11月18日に庁内の推進本部会、これは市長、教育長を含む、部長級の会議です。12月4日に市議会の民生文教常任委員会（所管事務事業調査）で市議会の民生担当の方々へ説明しました。そして12月16日と18日に市内山側と浜側の2か所で市民説明会を行いました。出席された方は非常に少なかったです。1回目も2回目も、2人ずつという少ない人数でございました。それまでにパブリックコメントの実施をしております。本当に慌ただしく会議があり、皆様のいろんなご意見をもとにしてこの原案を作り出しております。

その会の中でいろいろなご示唆がありましたが、資料の中に子ども・若者健全育成に向けた提言というのがございます。これにつきましては今まで1番から5番まででしたが、これに加えて6番、ネット社会に生きる子どもたちへの支援といじめや不登校等の相談体制の強化というのを付け加えました。これにつきましては廣木会長にもご尽力いただきました。前回同様に6番を入れたものを市長、教育長、そしてまた関係機関の長に提言したいと考えています。また所管事務事業調査において、アンケート結果の中で若者の未婚率という項目があり必要か否かというご指摘があり、特に必要がないので削除しました。

評価については資料として75ページから細かい評価がありますが、「評価はどうか、PDCAにのっとっての評価を」というのを本会議の中で示唆されましたので、資料という形になるのですが、この5年間の取り組みと最終的なまとめとして評価を出しております。Aは目標を達成できたもの、内容が充実できたもの、Bは内容に進捗が見られたもの、Cは目標を達成できなかったもの。Cにつきましては1点しかなく、アサガオの訪問支援（アウトリーチ）ができていないので厳しく評価してCとなっています。ほかは大体Bという評価になっています。ということは大体内容の進捗が見られたということで皆さんから評価してもらっています。Aという評価もいくつかあります、確かにAだなという思いはあります。ということで取り組みの評価を3段階でしております。ほかの課では指標として数字で出しているところもありますが、こちらの重点項目を指標ではかるのはちょっと難しいかなということでABC評価にしています。今回はABC評価ですが今後の評価については継続的に考えていく必要があるかと思っております。

もう1つダイジェスト版というのをお配りしています。それにつきましては本編を見なくても、大体内容がわかるという形がダイジェスト版でございます。部分的に変更があるかもしれませんが、内容的はそういう風なものをダイジェスト版として出そ

うと考えております。

それでは最後パブリックコメントにつきましてご説明をさせていただきます。前回は今回と違って少なかったです、2人5件ぐらいしか来てなかったです。今回は10人で18件、ということで非常に多くのご意見を出していただきました。取扱部分Aというのは意見を反映、6ページにあります。ご意見のとおり訂正いたします、これはこちらの間違いなので、訂正をいたしましたということです。Bにつきましては、実施にあたり考慮ということで、子ども・若者の視点に新しい提案をしてくださったものに対してBをつけております。Cは原案に考慮済み、大体がCになります。Dは説明を加え回答したもの。簡単に全てにわたって説明をしたいと思っております。

まず1番目に、労働三法や労働時間また労働の権利等について書いておられます。労働者の権利、若者の就労支援への強化、自立に向けた生きる力を育むことに取り組んでまいります。ジェンダー平等に対する人権教育、こちらにつきましても、ジェンダーをはじめとする人権尊重の観点につきましては共生の心を育み認識を深める教育として取り組んでまいります。本編の35ページに人権の項目がありますので、そちらで取り組んでいますとしています。2番目「アサガオ」などの支援体制があるとありがたいと、アサガオの充実をお望みです。これにつきましては、「アサガオ」の周知が問題になっています。一層の周知に努めることとしていますということと、ピアサポート的なものですね、若者の仲間同士の協力体制や支援体制につきましては「キ・テ・ミ・ル会」をはじめとするピアサポート体制の充実を努めますと書かせていただいております。3番目、抽象的な難しい言い方になっているのですが、窮屈に考えざるをえない社会です、子どもを育てにくい、少子化にならざるをえないという最後の1文です。これには、寛容なまちづくりを実現すると掲げておりますが、学校や家庭、地域が連携した子ども・若者が安全安心に暮らせるまちづくりに努め、子どもたちを支えるネットワークづくりから地域の子どもの健やかな成長を促すように努力しますと回答しております。4番目です。たくさんの課が集まってそれが逆に再編成やスリム化して効率よくできないかと言うご意見です。全庁的な取り組みは大事ですので、全庁的な取り組みの充実をはかり計画の推進体制を強化していきますと言うことで書かせてもらっています。それから困難な問題解決を相談する担当課や場所を知らないのが現状です、という意見をいただきまして、困難を有する子ども・若者の支援につながる、相談窓口の周知に取り組んでまいります、ということで、今年6月に相談業務をしているところと会議をしました。横のつながりが非常に大事じゃないかと思いました。相談業務の窓口の周知徹底に加え、横のつながりというのは一層増していく必要があるのではないかと思います。5番目、全ての子どもたちを主権者として育てていくというところで、公教育のあり方です。大きなことを掲げていますけれども、家庭・若者・学校園・地域とも連携して社会生活が円滑にできるよう努めてまいります。そして、その前段階として不登校・ニート・引きこもり支援というのがあるわけですが、地域・学校で連携するということの大事さを書いていきます。6番目、登校拒否は一人一人きっかけ状況や経過状況が違い、というこ

とが書かれており、そこから先また登校拒否・不登校は子どもたちが学校に行けないのだから、学校と子どもの関係を中心に考えていく必要がある。いじめとの関係、学校教育における受験競争の過熱化などという広いご意見が書かれています。なかなか回答が難しいわけですが、個別的な課題への支援のとおり、一人一人の子どもに応じた対応に努めるとともに、自立するための「生きる力」のための支援を家庭・学校・地域及び関係機関が一体となり充実をはかってまいります、ということを書かせていただいております。7番目、これもいじめ問題の克服、親が安心して相談体制、学校の保健室養護教諭の役割の拡大、登校拒否・不登校の子どもたちへの公的支援、子どもたちの学習や自立を支援するフリースクールなどの民間施設の公的援助等々、これもなかなか難しい問題として教育相談の充実というのは学校においてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがいるわけですが、それ以外にいろいろなチャンネルが必要ではないかと思えます。市内でも0歳児から大人までの支援、相談体制があります。その辺をもっとガイドしていく必要があります。フリースクールの問題はなかなか公的機関がフリースクールまで手を伸ばすのは難しい問題があります。例えばフリースクールが NPO 等で支援しやすい状況であればいいのですが、個人の営業する、または会社が経営するフリースクールに公的支援をするのは難しいです。しかし国や県でも支援体制を考えているようですので、フリースクールとの連携支援につきましては国の動向をふまえ取り組んでまいりますとしています。社会福祉協議会のように地域福祉課が委託をして、フリースクールの居場所作りとしてあれば良いのですが、なかなか難しいかと思えます。8番目は、先ほど申し上げた通り、こちらが間違っておりましたので修正訂正いたしました。9番目、寛容なまちづくりとして大人の意識の寛容さというようなことで、それをもっともっと啓蒙してほしいということ、大人がもっと寛容な心を持って接してもらったらいいいのではないかということ。「トライやるウィーク」につきまして職場体験学習ではなくて、心の教育だよということを書かれておられます。子ども・若者を社会全体で支える寛容なまちづくりを実現するとして、地域と行政が一体となり譲り合いと歩み寄りの中で子ども・若者の成長を見守り豊かなまちづくりに努めてまいります、「寛容なまちづくり」そのものではないかと思えます。10番目、これもなかなか難しく、大分長く3ページ半ぐらいになっていますが、今の社会はこうだよ、昔と比べてこうだよということで、社会的自立に向けた「生きる力」の育成を中心に一人一人に寄り添った包括的な支援に努めてまいります、というような心の教育を含めて回答をしております。11番目、「アサガオ」の存在と訪問支援であるアウトリーチについてです。アウトリーチはなかなかできていませんが、訪問支援も視野に入れながら市全体の相談体制の充実を図っていきたく思います。12番目、「アサガオ」の認知度が2.9%であり知らないから、もっと相談場所を作れということではないかと思えます。それでも子ども・若者計画の「アサガオ」は先進的な形にして、他市ではなかなかありません。「アサガオ」の充実と周知を徹底していきたくという形のものを書かせていただいております。13番目は、高齢者を対象に、と書かれています。高齢者

と小さい子どもとの関わりがもっともっとあれば良いのですが、高齢者は高齢者で小さい子を見ているとすごく癒されるし、小さい子は逆におじいちゃんおばあちゃん世代のいいところが見つかるという相乗効果があると言われていています。いろいろな人が安心して過ごせるようなそういう場所では、若者の場としても言えるのではないかなと、多世代の人や地域の人と接することで生まれ相互理解のもと互いに助け合える人間の関係性の構築に努めますということを書かせていただいています。

14 番目、これも不登校の問題です。どういう風にどうしたらいいのか相談場所がどうなのか、またカウンセリングや自立支援を継続して行なってもらうことはありがたいという、抽象的で難しいことです。けれども、個別的な課題や発達段階に応じた支援、「アサガオ」のみならず関係機関が更に連携して、子ども・若者が自立して社会参加が主体的にできる支援体制、これもやはり相談体制というのが大事になってくると思いますけれど、早めに相談できる体制をつくっていかねばいけないと思っています。

15 番目、近隣からの苦情対応が早いことはすばらしいけども、岩ヶ平公園でのボール遊びができないように砂利を敷くことはやり過ぎだったというような、極端なご意見がございます。いろいろな試みをしていく中で皆さんが一番良いと思われる形を作っていく必要があるかと思っています。いろいろなご意見を聞きながら話を進めていくことが必要であり、様々な取り組みをしているところです。公園のレンタルクラウド利用のパークフルも頭におきながら、世代を超えて地域の人が納得できる工夫を重ねてまいりますとお答えさせていただいております。

16 番目、これはなかなか難しい問題です。子どもたちと向き合って遊ぶ時間がとれない教師の多忙感。これにつきましては働き方改革と言ったらそれまでですけれども、教師というのは働き方改革だけにおさまるものではないと思いますので、スクールカウンセラーをはじめとした相談体制・気軽に相談できる窓口の確保等に努めてまいります、ということを書かせていただいております。

17 番目、18 歳が成人年齢ということが 2022 年になると言われています。成人年齢が引き下げられることについては消費者教育とライフステージに応じた取り組みを進めてまいりますとしております。子ども・若者への個別的課題への支援については、保護者や教員への支援を含めてより効果的な指導助言ができるように努めてまいります、としております。

最後、芦屋の児童、生徒の不登校についての対策はどのようなもののでしょうか、フリースクールに通わせたい場合など、これもフリースクールに関することです。不登校に関しまして学校での関わりを始めとして、適応教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談体制、「アサガオ」もそうですけれども、いろいろな相談体制の窓口があります。フリースクールによる対応も子どもの1つの居場所ということで、多様な関わりの中で、取り組み続けることによってこれらの課題の解決に努めてまいりますということで書いています。わかりにくい面もあるかもしれませんが、市の考えとしてはそういう形で回答させていただいております。

【廣木会長】 最後のご報告があったものパブリックコメントの資料も目の前にありますが、今、初めてご覧になってすぐに意見をというのは難しいかもしれませんが、所長からご

説明があったのを聞きながら、もし疑問等がありましたら、それを少しだしていただけないか。

【入江委員】 重点目標3、13番11ページの最後の行、他で聞いたことがあります。このかたが言いたかったのは、障がいのあるかたは支援学校を卒業すると作業所に働きに行きます。大体作業所は4時頃に終わるようで、その後、親御さんが帰ってくる6時ぐらまで1人で家にいるのは暇なのでお散歩したりするそうです。そうすると、大きな成人男性が、しかも障がいのあるかたが1人でうろうろされていると不審者ということで、警察に通報されたっていうのが何年前にありました。そういう方たちの居場所があればいいのにおっしゃっていました。高齢者の集いの場は各地にあるので新しくそういう方の居場所を作るのではなくて、すでにある高齢者の集われているところに自然に入っていけるようになれば、交流にもなるしいのに、とおっしゃっていたのを聞いたことがあるので、確かにつなげていくというのもいいことだと思います。

【廣木会長】 今ご紹介いただいたような、作業所で仕事をされている障がいのあるかたが、仕事が終わってから家族と会うまでの時間を上手に使えるような工夫として、居場所として活用できないかということですが、それはどうですか。

【事務局大久保】 今聞いてそのとおりだと、なるほどと思います。

【廣木会長】 ありがとうございます。ほかにどうですか、お気づきのところ、気になったところございませんか。

【北野委員】 6ページ重点目標3の、寛容なまちづくりというところ、これが大事だということをごく思うのです。具体的に何ができるのかとか、何をもってそれが実現できたか、それを後で点検するのは非常に難しいです。ここにある啓蒙啓発、それしかないのかなと思います。回答の中にその言葉は入れておいた方がいいと思います。

【事務局大久保】 行政、地域一体となって動かないと、例えばよくあるのが保育所幼稚園を後からつくりますといった時に、それはうるさいので困ることがあります。そうではなくて、子どもの声は未来に向けた声だから、我慢ではないけれど許すというような。どうしても自分の不利益になると、そうになってしまう。なかなか「寛容なまちづくり」と簡単に言うけれど、そういうまちづくりをするためにどうしたらいいのか、本当に優しいまちづくり、これもちょっと、ほわっとした言い方になるのですが、みんなが優しくならないと寛容なまちづくりはできないと思ったりします。

【福岡教育長】 寛容っていう時に、例えばマンションに住んでいて、上の音が気になる時に、上の人と日頃から付き合いがあって人間関係があり、その子どもを知っていたら音が聞こえても元気に走っているなど感じるのと、また今日もうるさいなって腹立つのと。あるいは産業防災に行った時に、地域のこと、地域のかたのことを知っておけば、何かあった時に、怒りというか腹立たしさが違うと思います。日頃から知っていることは、ものすごく大きいことだと思います。芦屋が防災をひとつの切り口として、寛容なまちづくりというのがベースにあれば市民がお互い顔を知っていることであったり、子どもと一緒にラジオ体操したりすれば、一緒に入っていけば騒

音でなくなるので、知るとうるさいなっていうのがなくなっていく、そういうのが行政として学校として我々地域と一緒にあってするのが寛容なまちのベースかなと思っています。そういうことが大事なことになると思いますね。

【北野委員】基本的な考え方は正しいですね。これを施策というか後でそれが実現できたかどうかということをお願いしていくのに、なかなか評価が難しいなと思っています。

【廣木会長】ありがとうございます。ほかに何かお気づきのところはありませんか。「寛容なまちづくり」という言葉を提言の中に使わせていただいた、その最初のスタートは、子どもたちが公園で遊ぶ声がうるさいとか、ボール遊びが危険だからやめなさいとかそういう声が出てくるとどうしても、声を出すのは大人ですから子どもたちの声を聞く前にルールを作って、結局禁止としてしまう。そこのところなんとか変えていくような道筋がないだろうかということでした。公園の使い方にしても地域住民の人とできるだけ子どもたちの声を代弁できるような人たちとの話し合いを、そういう場をなんとか作れないだろうかという議論がある中、それこそまさに「寛容なまちづくり」だと思って、こういう言葉が出てきました。そういう議論を受けて公園課では子どもたちが遊ぶ時間は24時間遊んでいるわけではなくて、放課後の一定の時間だから、そういう時間をタイムシェアしながら、子どもたちにもこの時間は遊んでいいよ、というようなことで地域の人々となんとか合意を作っていくことができないうか、というアイデアなどが出てきました。そういう歩み寄りを実践に少しずつつうつとくださった公園課の取り組みをうかがえたと思っています。寛容という言葉は非常に抽象だけれどすごく大事な言葉だということ。そして、やはりそれは今教育長からお話があったように具体的な問題を対立の方向ではなく対話の方向にどうもっていけるか、まさにそこが日常的な関係が問われるところで、もし何かあった時にも解決の道筋、対話の機会を逃さずにやるということが非常に大事だということ、こういう言葉を使ったわけです。それがまだ施策としてどのような形で具体化していくところがまだまだ未開の分野と言うか、我々がこれからつくっていかねばならない大事なところだと思いますので、より具体的な表現として市民にお返しできるように、さらに深めてほしいと思います。

【事務局大久保】73ページに提言が載っています。寛容なまちへの理解を求めるとあります。子どもの声は騒音にあたるかどうかが問題になり、平穏な生活との関係で訴訟が全国で相次いでいます。その原因として社会の少子化などにより子どもがいる生活が日常でなくなったことや、子どもへの思いが多様化したこと等が指摘されています。芦屋市では「若者が集まっていると怖い」とか「子どもの遊び声がうるさい」、あるいは「遊びやスポーツはほこりが立つからやめて」という苦情が絶えません。確かにそうかと思っています。この後の言葉がいいですね、ドイツの格言のごとく「子どもたちの騒音は将来の音楽」、みんなそう思ったらいいのですが、なかなかそうは思いませんよね。それとも「子どもたちの騒音は親の怠慢」なのか。子ども・若者の問題に関わる私たちは子ども・若者の活動に地域の理解と協力と参加を求め相互理解を進めていくために啓発をはじめとした取り組みを考えていく必要があります、と

いうことを書いています。

【廣木会長】ありがとうございました。それでは、どうでしょう、これ以外の場所からでも、先ほどのご報告を聞いて、何かありましたらお願いします。時間もせまってまいりましたので、子ども・若者計画第2期中身に関わって、先ほど、ごく大まかなご説明をいただきましたが、このところはもう少し議論してほしかったとか、そういうことも含めて率直なご意見をうかがいたいと思います。またはこの冊子のまとめ方についてのご意見でも、こうした方がもっと見やすいなど、そういうことでも結構ですのでご意見いただきたいと思います。

【北野委員】計画の9ページのところで、不登校の児童生徒の割合で、30年度のデータについて公開予定と書いてある分についてすでにもう出ていると思いますが、公開予定のまま進むのでしょうか。

【事務局大久保】県の、全国のものがまだ出てなかったのが公開予定にしていますが、再度もう1度調べます。ありがとうございます。

【北野委員】資料6ページ、市内の高等学校の状況と書いてあるところが、高等学校の生徒数と学校数についてですが、学校数は後ろにすでに書いてあります。「近年6年間変化がありません」と後ろに書いてあるので、前半は「高等学校の生徒数については、学年進行で推移を見ることができます」が読みやすいと思います。学校数は市内2校、具体的には、芦屋高校、国際高校ですけれども、芦屋の子だけではないので、芦屋の子が入る年と入らない年がありますから、多少変化があるのですが、「高等学校の生徒数については」で前半文章にして、後ろは「学校数は近年6年間変化ありません」でいいのではないのでしょうか。「高等学校の生徒数については学年進行で推移を見ることができます」とつないで後は一緒です。「1学年上がる学年進行」の「1学年上がる」はなくてもいいと思います。

【廣木会長】ありがとうございました。概要版の説明はございましたか。それはこれからということですね。

【事務局大久保】若者のワークショップをしましたので、ご報告まで。1月12日に青少年育成課において成人式の実行メンバーにワークショップをしております。題は「芦屋において今の芦屋はどうであるのか、今後の芦屋について」ということで話をしております。若者が言うには、「商業施設だけではなく自由に遊べる公園が家の近くにあればいいと思います。」「家が多くて難しいかもしれないけれど家の近くにボール遊びや騒げる公園がほしい。」「騒いだりするのが公園だと思う。」「遊ぶのに制約がありすぎる」と言っています。それから「土日にお父さんお母さんがお休みでも、子どもとキャッチボールをするスペースが近くにない。」「大きな運動公園なら尼崎、キャッチボールなら神戸市のポートアイランド、六甲アイランドに行ってしまう。結局芦屋市外に流出してしまうことになるので、芦屋市内の中で全て完結できることが大事だと思います。」「医療費が何歳まで無料だとかあるところに流れてしまいます。」「これは子どもができて芦屋より他市に子育てに良い制度があるとそこに流れてしまうということです。芦屋が悪いわけではないですが、他市で生活に便利な制

度があればそちらに流れていってしまう。「商業施設がない。」「スーパーがないなどは規制とかで商業施設が作れないとかどうなっているのか。」「コンビニはあまりいない。コンビニが多すぎる。」「子育てしやすい環境がキーポイントではないか。」「魅力的な芦屋にできるのか。」「どうしても高級住宅街のイメージが強すぎる」等々、子どもたちも本当に真面目に考えています。

【廣木会長】 それではよろしいですか。これで最後の審議ということになります。今まで何度か審議を繰り返してきて、大まかなところはご理解いただいていると思いますが、一応これで最終的な審議としてよろしいでしょうか。それではないようですので少し時間は早いですけれど、議題についてはここで終わらせていただきます。事務局から特にご連絡などはございますか。

【事務局大久保】 本当に皆様には、いろいろご指導いただきましてありがとうございます。最後に副会長から閉会のあいさつをお願いします。

3. 閉会

【渡部副会長】 廣木先生には、第1期計画の策定・実施・評価、さらに第2期の策定プロセスに至るまで、熱い思いで引っ張っていただきました。来年2020年度は、新しい第2期の計画を5年間の予定で実施することになると思います。廣木先生の思いを引き継いでまいります。先生どうもありがとうございました。

【事務局大久保】 それでは皆様以上をもちまして閉会といたします。

(閉会)